

大分県報

令和元年
五月一日
号外（-）

（水曜日）

目次

企業局管理規程

大分県企業局文書管理規程の特例を定める規程……………一

訓令 甲

大分県文書管理規程の特例を定める規程……………一

教育委員会訓令甲

大分県教育委員会文書管理規程の特例を定める規程……………一

警察本部訓令

大分県警察文書管理規程の特例を定める規程……………一

○企業局管理規程

大分県企業局文書管理規程の特例を定める規程を次のように定める。

令和元年五月一日

大分県企業局長 岡 本 天津 男

大分県企業局管理規程第一号

大分県企業局文書管理規程の特例を定める規程

令和元年五月一日以後同年中に大分県報に登載する管理規程、告示及び訓令の番号は、大分県企業局文書管理規程（平成二十一年大分県企業局管理規程第四号）第十四条第二項の規定にかかわらず、同日を起点として新たに付けるものとする。

附則

この規程は、公示の日から施行する。

○訓令 甲

令和元年五月一日

大分県訓令甲第一号

大分県文書管理規程の特例を定める規程を次のように定める。

令和元年五月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県文書管理規程の特例を定める規程

令和元年五月一日以後同年中に大分県報に登載する条例、規則、告示及び訓令甲の番号は、大分県文書管理規程（平成二十一年大分県訓令甲第一号）第十五条第二項の規定にかかわらず、同日を起点として新たに付けるものとする。

附則

この訓令は、公示の日から施行する。

○教育委員会訓令甲

大分県教育委員会訓令甲第一号

大分県教育委員会文書管理規程の特例を定める規程を次のように定める。
教育 庁
教育 機 関

令和元年五月一日

大分 県 教 育 委 員 会

大分県教育委員会文書管理規程の特例を定める規程

令和元年五月一日以後同年中に大分県報に登載する教育委員会規則、告示及び訓令甲の番号は、大分県教育委員会文書管理規程（平成二十一年大分県教育委員会訓令甲第十二号）第十六条第二項の規定にかかわらず、同日を起点として新たに付けるものとする。

附則

この訓令は、公示の日から施行する。

○警察本部訓令

大分県警察本部訓令第一号

大分県報号外（企業局管理規程・訓令甲・教育委訓令甲・警察本部訓令）

警 察 本 部

校 学 警 察 署
警 察 学 校

大分県警察文書管理規程の特例を定める規程を次のように定める。

令和元年5月1日

大分県警察本部長 石川 泰三

大分県警察文書管理規程の特例を定める規程

令和元年5月1日以後同年中における規則、告示、規程、訓令及び訓の番号は、大分県警察文書管理規程（平成18年大分県警察本部訓令甲第26号）第13条第3項の規定にかかわらず、同日を起点として新たに付けるものとする。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。